○国土交通省告示第千百十三号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年　九月　四日

国土交通大臣　金子　恭之

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の十三第一項の規定に基づく機体認証	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十七日
航空法第百三十二条の四十の規定に基	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十

づく無人航空機操縦者技能証明

七日

備考　特定被災地域とは、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域をいう。